

松阪市地域福祉計画編集委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松阪市地域福祉計画を策定にあたり、国が示した「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の在り方について」(平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会)の計画に盛り込むべき事項を松阪市の地域福祉づくりに反映させて推進していくため松阪市地域福祉計画編集委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 松阪市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他松阪市における今後の地域福祉施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員で組織し、次の各号に掲げるそれぞれの者で構成する。

- (1) 地域住民(一般公募、自治会、障がい者等)
- (2) 学識経験者
- (3) 福祉、保健又は医療に関係する者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 松阪市社会福祉協議会
- (6) 松阪市職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要に応じて本委員会にその他関係者を出席させ説明及び意見を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から松阪市地域福祉計画の策定終了の日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、松阪市福祉事務所福祉課で行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。